

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

危険物保安室

1 はじめに

危険物を運搬する車両（以下、「移動タンク貯蔵所等」という。）による事故が発生すると、国民の生命、身体、財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、消防庁では、例年11月1日から11月30日までの1ヶ月間を中心に、関係機関と連携し、移動タンク貯蔵所等の立入検査を実施しています。

今般、平成26年度に実施した立入検査について、取りまとめが完了しましたので、その結果をお知らせいたします。

2 不適合車両は増加の傾向

平成26年度（平成26年11月1日～11月30日）に全国で実施した、移動タンク貯蔵所等における立入検査の結果、23,066台中4,356件の車両に何らかの基準違反が認められました。不適合率は18.88%となり、昨年と比較すると0.68%増加し、依然として高い状況となっています。（表1、表2参照）

個別に見ると、定期点検に係る義務違反が1,337件と、他の項目に比べて非常に多く憂慮される状況です。

その他、違反件数が多い項目として、「完成検査済証等備え付け義務違反」、「表示、標識の未設置等」、「危険物取扱者の保安講習義務違反」などが挙げられます。（表3参照）

3 イエローカードの携行状況

立入検査にあわせ、イエローカード（輸送時の事故における措置、連絡通報事項を明記した書面）の携行状況

について確認したところ、移動タンク貯蔵所では98.4%（309台／314台）、危険物運搬車両では81.0%（34台／42台）の携行率となりました。（調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。）

昨年と比較すると、移動タンク貯蔵所では0.7%、危険物運搬車両では7.0%の増加となっています。

4 危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するため、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、今後もより一層の保安確保を徹底してまいります。

【重点項目】

1 移動タンク貯蔵所に関する事項

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器2個以上）の設置及び維持管理の徹底
- (3) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置と維持管理の徹底（貯蔵物品の正確な表示等）
- (4) 電気設備又は設置導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
- (5) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底

2 危険物運搬車両に関する事項

- (1) 車両の前後の見やすい位置への標識の設置及び運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
- (3) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

詳しくは消防庁ホームページをご参照ください。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2701/pdf/270109_ki11.pdf

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 清水・黒木
TEL: 03-5253-7524

表1 立入検査の実施結果状況

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両			警察機関との協力状況	
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実施車両数	不適合車両数	認識状況不良車両数		
			うち他行政庁	(a)	うち他行政庁	(b)	うち他行政庁	(a+b)	うち他行政庁						
道路上	584	807	1,827	1,118	426	229	3	2	429	231	355	54	3	有無	8025
常置場所	421	5,145	12,820	7	2,194	1	10	2	2,204	3					
危険物の積卸し場所	64	168	706	173	86	15	1	1	87	16	117	9	0		
その他	236	852	7,112	12	1,561	3	6	1	1,567	4	129	6	0		
合計	*730	6,972	22,465	1,310	4,267	248	20	6	4,287	254	601	69	3		

※は延べ数ではなく実数である

表2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20
平成26年度	22,465	4,287	19.08	601	69	11.48	23,066	4,356	18.88

表3 基準不適合車両の項目別内訳

項目	項 目	不適合車両数		増減数			
		26年度	25年度				
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合(法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)	14	21	-7		
		貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)	95	68	27		
		マンホールのふた不適合	19	25	-6		
		完成検査済証等備え付け義務違反(政令第26条第1項第9号)	576	581	-5		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(政令第24条~第27条(上記の各項目を除く))	160	196	-36		
		小 計	845	866	-21		
	動 庫	常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)		66	89	-23	
			タンク本体に係る基準不適合(政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発錆 変形、破損 流出有 その他	278 21 0 53	212 17 0 60	66 4 0 -7
			附属装置に係る基準不適合(政令第15条第1項第4号(防波板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損 機能不良 その他	52 54 57	43 57 66	9 -3 -9
		設備等の基準維持義務違反(法第12条第1項)	配管及び弁等に係る基準不適合(政令第15条第1項第9号~第12号)	変形、破損 流出有	36 4	23 0	13 4
				機能不良 その他	173 155	138 113	35 42
			電気設備、接地導線の不良等(政令第15条第1項第13号、第14号)		701	664	37
			表示、標識の未設置等(政令第15条第1項第17号)	未設置、不足 その他	42 516	67 488	-25 28
		貯 蔵	消火器の未設置等(政令第20条)	未設置、不足 その他	91 725	66 640	25 85
				その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))		544	589
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)			IMDGコード不適合	0	0	0	
	給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)		6	2	4		
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)		0	7	-7		
	小 計		3570	3341	229		
所	移送の基準不適合(法第16条の2)		危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)	14	7	7	
		運転要員不足(政令第30条の2第2号)	0	0	0		
		危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)	38	48	-10		
		その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3~5号)	20	21	-1		
		小 計	72	76	-4		
定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)		1337	1325	12			
危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)	漏れの点検未実施	492	534	-42			
	合 計	6242	6076	166			
危 険 物 運 搬 車 両	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)	収納、表示不適合(政令第29条第1号、第2号)	5	4	1		
		積載方法基準不適合(政令第29条)	11	8	3		
		積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号)	0	1	-1		
		被覆不適合(政令第29条第5号)	13	20	-7		
		混載不適合(政令第29条第6号)	0	0	0		
		小 計	24	30	-6		
	運搬方法基準不適合(政令第30条)	標識(政令第30条第1項第2号)	7	9	-2		
		消火器(政令第30条第1項第4号)	7	10	-3		
		その他	18	15	3		
		その他	22	21	1		
	小 計	8	19	-11			
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	62	74	-12			
	合 計	3	5	-2			
	合 計	94	113	-19			